

平成30年度第2回嬉野市政治倫理審査会

閲覧用会議資料目次

No.	資料名
1	第2回嬉野市政治倫理審査会次第
2	(資料1)第1回審査会の内容確認
3	(資料2)請求者側からの追加資料・意見書について
4	(資料3)委員からの調査依頼について
5	請求代表者補正要求書
6	被請求者弁明書(2)
7	被請求者弁明書(3)
8	被請求者弁明書(4)
9	署名の要件明確化などのお願い
10	説明会開催要求却下取り消し要請文
11	録画・録音のお願い
12	弁明書への疑義、指摘
13	陳述書における疑問点等

平成30年度第2回嬉野市政治倫理審査会次第

日時 平成31年1月21日(月) 16:00
場所 嬉野市中央公民館 大集会室

1 開会

2 議事

- (1) 第1回審査会の内容確認 (資料1)
- (2) 請求者側からの追加資料・意見書について (資料2)
- (3) 委員からの調査依頼について (資料3)
- (4) 疑義内容にかかる審議
- (5) その他

3 閉会

会 議 錄

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

	所管課	総務課
会議名 (審議会等名)	平成30年度第1回嬉野市政治倫理審査会	
開催日時	平成31年1月9日(水) 16:00~17:10	
開催場所	嬉野市中央公民館(塩田公民館) 2階 視聴覚室	
傍聴の可否	(可) • 不可 • 一部不可	傍聴者数 32人
傍聴不可・一部不可の場合はその理由		
出席者	委員	山下義昭委員、吉田一穂委員、江口勝則委員、光武英文委員、渕野美喜子委員
	事務局	総務企画部長、総務課長、総務課副課長
	その他	
会議の議題	別添「平成30年度第1回嬉野市政治倫理審査会資料」次第のとおり	
配布資料	別添「平成30年度第1回嬉野市政治倫理審査会資料」のとおり	
審議等の内容	別紙のとおり	

審議等の内容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

	所管課	総務課
議題	1. 開会 2. 委嘱状交付、3. 委員の紹介、4. 政治倫理審査会の説明 5. 会長及び副会長の選出、6 案件の付託	
内容	事務局より開会、委嘱状交付、委員の紹介、別添「平成30年度第1回嬉野市政治倫理審査会資料」の資料1、資料2及び付託書に基づき政治倫理審査会の概要説明及び案件の付託を行った。また、委員の互選により会長及び副会長が選出された。	
審議経過	1. 開会 事務局より、開会を行った。 2. 委嘱状交付 事務局より、嬉野市政治倫理審査会委員の委嘱状の交付を行った。 3. 委員の紹介 事務局より、嬉野市政治倫理審査会委員5名の紹介を行った。 4. 政治倫理審査会の説明 事務局より、別添「平成30年度第1回嬉野市政治倫理審査会資料」の資料1、資料2に基づき説明を行った。 5. 会長及び副会長の選出 委員の互選により、会長に吉田一穂委員、副会長に山下義昭委員が選出された。 6. 案件の付託 事務局より説明を行い、別添「平成30年度第1回嬉野市政治倫理審査会資料」の付託書（写し）のとおり、嬉野市政治倫理条例に基づく調査請求の調査及び説明会開催請求の審査について、嬉野市長から嬉野市政治倫理審査会に付託を行った。	
その他	傍聴人の定員については、嬉野市政治倫理条例施行規則第5条に嬉野市議会傍聴規則の例によることと規定しており、嬉野市議会傍聴規則第2条の規定により20人としているが、会長の許可により、20人を超えた傍聴者数となった。	

審議等の内容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	総務課
議題	7. 議事(1) 調査請求案件の請求の趣旨及び調査開始日の公表について		
内容	<p>嬉野市政治倫理条例施行規則第4条第1項の規定により、吉田会長が議長となり、下記審議経過のとおり審議がなされた。</p> <p>※別添「平成30年度第1回嬉野市政治倫理審査会資料」資料3</p>		
審議経過	<p>議長</p> <p>委員</p> <p>議長</p>	<p>委員全員出席のため、本日の会議は成立している。議事を進める前に傍聴者へお願ひがある。本日の会議は公開で行っているが、受付で配布した注意事項を必ずお守りいただくだようお願ひする。万が一お守りいただけない場合は、議長として、退席を命ずることにもなりかねないのでよろしくお願ひする。先ほど傍聴席の方から録画の申し出があったかと思うが、取り扱いについてどうするか。</p> <p>この政治倫理審査会は、政治倫理条例に違反かどうかを公平・公正な立場から判断するところであり、傍聴人に向かって色々アピールするところではない。個人情報もたくさんでてくる。私は個人情報が専門であるが、色々と問題があるところも見受けられる。あくまでも公平・公正な判断をするのであって、政治的な立場で判断するわけではない。議会とは違うので、録画等はご遠慮いただきたい。</p> <p>他に意見はないか。議長として録画はしない方向で考えている。どうかよろしくお願ひする。</p> <p>それでは、議事を進めさせていただく。最初に「調査請求案件の請求の趣旨及び調査開始日の公表について」審議を行う。嬉野市政治倫理条例に基づく調査請求について本会に調査が付託されたときは、嬉野市政治倫理条例第9条の規定に基づき、調査請求の要旨と調査開始日を公表することになっている。お手元に配布している資料3のとおり公表したいと思うが、委員の皆様から何かご意見はないか。特に意見はないので、公表については資料3のとおりとする。</p>	
その他			

審議等の内容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	総務課
議題	7. 議事(2) 調査請求について		
内容		嬉野市政治倫理条例施行規則第4条第1項の規定により、吉田会長が議長となり、下記審議経過のとおり審議がなされた。 ※別添「平成30年度第1回嬉野市政治倫理審査会資料」資料4	
審議経過	議長 委員 議長 事務局 議長 事務局 議長	次に「調査請求について」審議を行う。請求者から提出された調査請求書の写しは、事前に別添ファイルで配布されている。また、調査請求書の内容を整理したものを資料4として配布されている。まず、この件について審査会の調査対象となるか委員のご意見をお伺いする。 弁明書につきましては。 事務局よりお願いする。 ※被請求者から提出された弁明書を委員に配布。 平成31年1月4日付けで政治倫理審査会会长あて弁明書の提出があつてある。提出者は被請求者嬉野市長村上大祐氏の代理人弁護士鬼橋正敏氏からである。この弁明書の取り扱いについて委員の皆様のご意見をお願いしたい。 配布された弁明書について説明していただけるか。 簡単に説明する。この弁明書は、第1、本案前の弁明と第2、本案の弁明の資料である。第1は本請求が不適法、条例違反であること、請求代表者らに請求適格がないこと、議員の職責となつてゐる。第2は本案の弁明となつており、1、認否・反論、2、結語となつてゐる。 事務局から説明のあった内容であるが、第1の本案前の弁明については、本審査会で審査する内容ではないと考えてゐる。第2の本	

	<p>案の弁明については、今後の審査の資料とさせていただきたいと思うが、よろしいか。</p>
委員	<p>この請求自体に瑕疵があるかどうか、この手続きが仮に不備があるとなると、実際ここで審査する必要がなくなるので、まずはこの審査会で判断する必要があるのではないかと思う。</p>
議長	<p>本案前の要求を満たしてあるかどうかを含めてということか。</p>
委員	<p>はい。調査請求と説明会開催請求の二つの請求があるが、適法かどうかは条例に従って判断できると思う。この判断を当審査会としても判断した上で、仮に請求を満たしていないものであれば、改めて行政側に判断していただく必要があると思うが。</p>
議長	<p>他に委員の皆様から意見はないか。</p>
委員	<p>請求代表者が議員であるだけであって、九百何名の方が連名で書かれているので、有効ではないかと思う。議員も有権者であるから請求できるのではないかと思う。</p>
議長	<p>先ほど私が申し上げた第1の本案前の弁明については本審査会で審査するべきものではないと申し上げたが、委員の方々のご意見を伺い、この件についても具体的に検討させていただきたいと思う。弁明書について事務局より他に説明することはないか。</p>
事務局	<p>提出されている資料のとおりである。</p>
議長	<p>資料4について、調査請求について、調査の対象とするかどうかであるが、委員の皆様いかがか。</p>
委員	<p>弁明書の中で請求は不適法ではないかと主張されている。証拠資料も付けられている。議員お二人が請求されているが、議員は請求適格者ではないという主張である。まずはこの点を審議する必要があるのではないかと思う。問題は条例が議員を請求者として認めているかどうかということで、まずは本条例に基づいて確認しておく必要があるのではないかと思う。請求が政治倫理条例8条の請求と11条の請求となっている。8条の請求をみると、主語が「有権者は」となっている。11条をみると、説明会開催請求となるが、こちらは「有権者及び議員は」となっている。8条の有権者に議員は</p>

	入るかどうかが一つの論点である。11条の請求は、明らかに有権者と議員に分けられている。今回の請求はいずれも議員となっており、11条の要件は満たしていないことが問題となる。有権者であれば100分の1以上の連署でいいが、議員であれば定数の3分の1以上の連署が必要となり、11条の請求は満たしていないことになる。
議長	先ほど委員から意見、指摘があったが、私のほうから説明すると、本審査会の前提条件として、条例上、第8条と第11条に規定がある。第8条は有権者が請求の主体となっており、第11条の方は有権者及び議員となっている。明らかに請求主体を別に規定しているのが嬉野市の条例となる。今回の請求については、請求代表者が議員の方というところで、8条請求においても請求適格性に問題があるかないかといことが争点になると委員から指摘をいただいた。この件について何か意見はあるか。
委員	法律の文献で、有権者、有権者及び議員という表記は、あくまでも有権者と議員は別に考えてあるということであれば、11条は有権者及び議員という表記であるので、有権者は議員とは別ということで8条の有権者には議員は入らないのではないかと思う。
議長	委員の指摘は委員の意見と同趣旨との理解でよいか。
委員	私は問題提起を行った。11条もだが、8条の有権者の中には議員は入らないのではないかという弁明書の趣旨から、この点をこの委員会で入るか入らないか確認する必要がある。 私の見解だが、11条に関しては、明らかに議員と有権者は分けてあるので要件が違う。有権者の立場で認めると、議員さんの縛りをかけた意味が全くなない。有権者ということで100分の1を認めてしまうと、脱法行為を認めることとなるので、11条の趣旨には反し、説明会開催請求については不適法とせざるをえないのではないかと思う。一方、8条はどちらともとれる。議員、有権者と並べていないから。本来であれば、同じ条件であることであれば、有権者及び議員はとするのが条文としてはいいが、有権者だけとしか書かれていがない。しかし、私は8条の有権者に議員は入れていいと考える。つまり、8条の請求は適法と考える。なぜかというと、8条は要するに政治倫理審査会の立ち上げの請求である。しかし、11条は説明会開催の請求となっており、こちらの方が問責の仕方としては厳しくなっている。政治倫理条例に違反するかどうかは審査会

	<p>で審査をするので、11条の議員による請求は認めるけど、8条の請求は認めないとなるとおかしい。いくつかの他の条例を見てみたが、条例の規定の仕方は色々ある。議員の請求を認めていないところもあるし、政治倫理の立ち上げは議員のみにしか認めていないところもある。本条例の合理的な解釈を行うと、説明会請求については、もともと議員は議会で行うこともできるので、政治倫理審査会を開催して説明会開催を開かせるのだからハードルが高くなっている。私の政治倫理審査会の理解は、条例違反行為があるかどうかを裁判所的な立場で法的な判断を行うところとであると認識している。だから公平・公正な判断を行うこととなる。8条の請求に特に議員を外す必要はないと考える。</p> <p>この二つの請求のうち、説明会開催請求は、議員が要件を満たさずに有権者の立場でなされているので、不適法とせざるをえないのではないかと思う。一方、8条請求関係は、有権者の中に議員は入ると解釈していいのではないかという見解である。</p>
議長	8条請求の有権者の中に議員を含めてよいという委員の意見である。本審査会も適法に開催されるということである。他にご意見はないか。
委員	代表者として考える職業が議員でだけであるという解釈はできないのか。だから有権者だという考えはできないか。議員ということは外して説明会請求はできないのか。市会議員が請求者の総まとめとして請求をされているだけで、肩書は議員であるけど、有権者であるということはできないのか。
委員	11条の有権者及び議員という表記の仕方、これと合わなくなるのではないか。そうなると、11条はこのように書く必要がなくなるのではないか。
委員	11条では議員は別要件が掲げられているので、11条がこのようないくつかの他の条例を見てみたが、条例の規定の仕方は色々ある。議員の請求を認めていないところもあるし、政治倫理の立ち上げは議員のみにしか認めていないところもある。本条例の合理的な解釈を行うと、説明会請求については、もともと議員は議会で行うこともできるので、政治倫理審査会を開催して説明会開催を開かせるのだからハードルが高くなっている。私の政治倫理審査会の理解は、条例違反行為があるかどうかを裁判所的な立場で法的な判断を行うところとであると認識している。だから公平・公正な判断を行うこととなる。8条の請求に特に議員を外す必要はないと考える。
委員	11条については有権者の代表者であっても駄目だと解釈すべき

	ということか。
委員	でないと説明がつかないのでないのか。
議長	委員としては、今回の政治倫理審査会の開催について、適法、不適法というとどういう意見か。
委員	政治倫理審査については中途半端で終わらせてはいけない。審査会の開催は適法と考える。
議長	委員、何かないか。
委員	請求がなされた以上は、もちろん審査すべきと考える。
議長	他に委員から補足の説明はないか。
委員	意見は出そろったので、会長の判断をお願いする。
議長	各委員の意見を伺って、審査会としては、本案前の問題については、問題なしとして具体的に本案の審査を行うこととする。審査会の対象とする。
その他	

審議等の内容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	総務課
議題	7. 議事(3) 説明会開催請求について		
内容		嬉野市政治倫理条例施行規則第4条第1項の規定により、吉田会長が議長となり、下記審議経過のとおり審議がなされた。 ※別添「平成30年度第1回嬉野市政治倫理審査会資料」資料5	
審議経過	議長 委員 議長 委員 委員	続いて、「説明会開催請求について」審議を行う。請求者から提出された説明会開催請求書の写しは事前に別添ファイルで配布されている。また、説明会開催請求書の内容を整理したものは資料5として配布されている。この件について市長の行為が政治倫理基準に違反するかどうかを審査し、説明会開催請求が適当であるか否かを審議することになる。先ほど各委員から説明会については開催そのものが適法かどうか問題のご指摘があったが、このことについて、再度議論させていただければと思う。 先ほど申し上げたように条例11条が重い。議員として請求されているのであれば11条の要件を満たしていない請求と考える。もし、委員会でもって条件を満たしているとなると話は別である。説明会開催請求については条例からはやはりおかしい。もし、これを認めると、定数の3分の1が集まらないで有権者の100分の1を認めると条例の趣旨に反する。 条例の趣旨の解釈として、11条はあくまでも有権者及び議員となっており、議員には定数の3分の1要件がある。これを回避するために有権者の立場ですることを認めてしもうことになりかねないので、今回の説明会開催請求は議員の立場でされないと要件を満たしていないという指摘と理解する。他に意見はないか。 もし、説明会を開催することで請求代表者を変更して請求されると、またこの審査会でということになるのか。	続いて、「説明会開催請求について」審議を行う。請求者から提出された説明会開催請求書の写しは事前に別添ファイルで配布されている。また、説明会開催請求書の内容を整理したものは資料5として配布されている。この件について市長の行為が政治倫理基準に違反するかどうかを審査し、説明会開催請求が適当であるか否かを審議することになる。先ほど各委員から説明会については開催そのものが適法かどうか問題のご指摘があったが、このことについて、再度議論させていただければと思う。

議長	<p>その時にはその請求自体が適切かどうかを別の機会に判断することになる。</p> <p>意見は出揃ったか。そうするとと、本審査会においては、説明会開催請求については適當ではないという判断をしたいと思う。</p>
その他	

審議等の内容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	総務課
議題		(議題終了後)、8.閉会	
内容		次回の会議に向けての調査等の確認が協議され、協議後に事務局で閉会を行った。	
審議経過	議長	その他に何かないか。	
	事務局	次回の会議に向けて必要な調査等があったらお願ひする。	
	議長	本審査会で審査する内容は資料4となる。市長の行為が政治倫理条例第4条に規定する政治倫理基準に反するかどうかの調査を行うことになるが、ポイントを絞って調査すればという委員からの意見はあるか。	
	委員	事務局に調査をお願いしたい項目を言ってしまうと、被請求者に伝わって、その対応策を考えられるので、どのようにするか。	
	議長	調査すべき事項はある程度具体的でなければできないので、関係当事者に伝わっても、弁明をしていただく、それを踏まえて、事実認定をやればいいのではと思う。	
		※委員がまとめられた調査項目（A4版1枚）を委員から議長に手渡された。	
	議長	共通認識とするため読み上げていいか。委員から具体的な調査事項、要請すべき点としていくつか挙げられている。具体的な会社名はどうするか。	
	事務局	具体的な会社名は差し控えさせていただいた方がよいかと思う。	
	委員	請求書には具体的に記載されているが。	

	<p>委員 会社名に関しては個人情報でないので、個人名が出ていればインシャルでいいのではないか。</p>
議長	<p>個人名の記載はない。調査するかどうかはともかくとして、ご意見として。</p> <p>株式会社N A C の商業登記上の事業目的。株式会社N A C の直近3ヶ年の事業報告書。株式会社N A C の事業目的と同じような事業を市は基本構想も含め計画しているか。株式会社N A C の会社が会食に要した経費の明細と個人負担の有無が確認できるもの。株式会社嬉野創生機構に対し嬉野市が業務の委託をしたことがあるか、委託がある場合は委託した業務内容と委託金額を年度別に。株式会社嬉野創生機構の商業登記簿謄本及び役員全員の氏名。会食した職員のうち1名は任期付職員といわれているが事実か、事実とすれば採用前はどのような業務をしていたのか、また、受け入れた目的及び受け入れ時期となっている。その他に事実調査項目はあるか。</p>
委員	<p>株式会社N A C 、嬉野創生機構に関して、こちらが直接の利害関係者かどうか、この政治倫理条例に違反かどうか、どういう基準で判断するかということだが、これは調査請求関係にも書いてあるが、国家公務員倫理規程が参考になるのではないだろうか、これぐらいしかないだろう。より具体的に言うと、人事院が人事行動基準を示している。これは人事院のホームページからダウンロードできる。利害関係者の定義、これらを基礎として国家公務員より首長の権限は大きいため、国家公務員倫理規程を参考とする。</p>
議長	<p>論点整理とすると、今回請求者が掲げている政治倫理基準の本条例4条第1項、第2項に違反しているかどうかについて審査会で行うことになるが、その指針となるのが国家公務員倫理となるが、どこまでを利害関係人というのか、そういった要件該当性も本審査会で審査しなくてはいけないことになる。他に補足すべき事項とかないか。</p> <p>今後の審査会の進め方としては、こういった国家公務員の解説等を踏まえて本条例の条文解釈も含め事実認定を行うことになる。また、委員からあった調査項目は必要と考えている。追加の調査事項は私から事務局に依頼することとする。</p> <p>以上で本日の審議は全て終了しました。ご協力ありがとうございました。</p>
事務局	本日は、長時間にわたり慎重審議を行つていただきありがとうございました。

	ざいました。調査事項について事務局に指示があったものについては、整理して手続きを行わせていただく。次回の審査会の日程は、事務局で調整させていただき、後日連絡させていただく。本日はお忙しい中にご出席いただきありがとうございました。
その他	

2019年1月9日

嬉野市政治倫理審査会会长様

追加資料・意見書提出ご承認のお願い

「嬉野をよくする市民の会」代表

宮崎誠一



嬉野市政治倫理審査会での精査にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

政治倫理審査会に当たり、市民の会などから追加資料及び意見書を順次提出することをご承認いただけますでしょうか。以下のような理由からです。

- ① 東京ベイコート倶楽部での「会食」は氷山の一角であり、背後に嬉野市役所において公務員倫理・法令遵守の軽視という悪弊が蔓延していた歴史があります。1月8日に会を代表して[REDACTED]が住民監査請求を行いました。この請求では、会食のきっかけとなったアニメ発案者の同級生で、新幹線駅前開発にかかわるまちづくり会社「嬉野創生機構」の[REDACTED]代表と、シャンパンボトルを手に気泡風呂に入浴していた建設・新幹線課の[REDACTED]副課長による不当な業務受発注を指摘しております。今回の会食は単発の「はめ外し」という軽々しい逸脱行為などではないのです。今回審査していただく政治倫理の問題は、こうした背景を抜きに論することはできず、[REDACTED]副課長が通常のヒエラルキーを超えて部長並みの職権を有していたこともご認識いただく必要がございます。従って、住民監査請求の請求書及び主な資料を、事務局を通じて会長にお送りし、会長のご判断で委員にも関連資料として供していただくようお願い申し上げます。
- ② 市民グループ「唐津をよくする会」が2016年1月18日に請求し、2月5日に有効署名数確定、2月15日から8月8日まで7回開かれた唐津市政治倫理審査会では、市民グループからの追加資料や意見書を柔軟に認め、市民の意向に寄り添った運営がなされたと聞いております。今回の政治倫理審査会や住民監査請求については「市民オンブズマン連絡会議・佐賀」「唐津をよくする会」「小城市をよくする市民の会」の方々にもご協力いただいており、「審査会が始まても傍観するのではなく、毎回しっかり意見表明することが大切」と助言をいただいた

ております。つきましては、これも①と同様に事務局経由で会長に提出することをご承認いただきますようお願いいいたします。

- ③ 資料や意見書提出においては、事務局に諾否の権限を持たせず、受け取り拒否などがなされないようルール化をお願いいたします。
- ④ 同様に事務局は中立的立場に徹し、調査対象者の弁護側としての発言や資料作成に加担しないよう、これも最終的に明文化し、規則等に盛り込むようお願いいいたします。

嬉野市にとって何もかも初めての政治倫理審査会ですが、今後、公平公正な審査が保障されるよう規則を整備する絶好の機会でもあります。ぜひ、未踏の地にまっすぐな道を切り開いていただき、嬉野市の政治倫理条例や運用が他自治体の模範となるようお力をお貸しください。

どうぞよろしくお願いいいたします。

2019年1月7日

報道各社様

8日、嬉野市監査委員に住民監査請求書を提出します

嬉野をよくする市民の会
代表・宮崎誠一

お世話になっております。「嬉野をよくする市民の会」代表の宮崎誠一です。

嬉野をよくする市民の会は宮崎誠一会長名で、次の二つの住民監査請求書を8日午後1時に嬉野市監査委員事務局に提出いたします。

いずれも、嬉野市が同市のまちづくり会社「嬉野創生機構」に発注した平成29年度の新幹線・嬉野温泉駅周辺整備関連事業です。

申し訳ございませんが、本件に関して事前の問い合わせには応じられません。

当日、提出が済み次第、嬉野市中央公民館（塩田公民館）第1学習室で藤藪貴治弁護士が住民監査請求の内容について説明いたします。

ご多忙とは存じますが、取材をどうぞよろしくお願ひいたします。

住民監査請求の対象は次の2件です。

(1) ウェブ「嬉野Sight」構築 399万6000円

【違法である主な理由】

- 嬉野市は、平成29年7月3日に平成29年度嬉野温泉駅周辺コンセプト策 定（1工区）業務委託（ウェブ構築）として、嬉野創生機構（████████代 表）と単一随意契約を行った。嬉野市財務規則では随意契約が認められるのは50万円以下で、その場合でも2社以上の見積もりが必要。同社は契約の1ヶ月前に設立されたばかりで社員が一人もいなかった。従って委託契約及び同年9月28日の支出命令はいずれも違法。
- 嬉野創生機構は社員が一人もいないため、嬉野市土木設計業務委託契約約款に反して業務を一括再委託（下請け）に出しており、違法。

3. ウェブサイトの情報量は驚くほど少ない。「知るNews」 = 3 件、「遊Trip info」 = 1 件、「創 New project」 = 6 件、「映 Movie」 = 2 件にとどまり、映 Movie のうち 1 件は平成 29 年度嬉野温泉駅周辺コンセプト策定（2 工区）業務委託（599万4000円）で制作したコンセプトムービー、また、知るNews の平成 29 年 9 月 19 日付の「佐賀大生による嬉野振興プラン発表会」（同年 7 月 23 日）、平成 30 年 3 月 26 日付の「佐賀大学との共同研究発表会開催」（同年 2 月 23 日実施）はいずれも平成 29 年度佐賀大学共同研究で別に 300 万円を支出している事業。投稿は平成 29 年 8 月 21 日付「嬉野が誇る 3 つの宝」が最初で、更新は平成 30 年 3 月 26 日で終わっている。ウェブ構築の相場からみても、399万6000円の公金支出に全く見合わず、違法。
4. 市の担当者はアクセス数など成果を確認することもなく検査をパスさせている。地方自治法第2条第14項「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」に反しており、違法。

【市に求める主な措置】

1. 嬉野創生機構に対する 399 万 6000 円の不当利得返還請求。
2. 契約を締結し、公金を支出した [] 前市長に対する 399 万 6000 円の損害賠償請求。

(2) 動画制作 599 万円 4000 円

【違法である主な理由】

1. 嬉野市は、平成 29 年 10 月 18 日に平成 29 年度嬉野温泉駅周辺コンセプト策定（2 工区）業務委託（動画制作）として、嬉野創生機構（[] 代表）と単一随意契約を行った。嬉野市財務規則では随意契約が認められるのは 50 万円以下で、その場合でも 2 社以上の見積もりが必要。同社は同年 6 月に設立されたばかりで社員が一人もいなかった。従って委託契約及び平成 30 年 1 月 4 日の支出命令はいずれも違法。
2. 嬉野創生機構は社員が一人もいないため、嬉野市土木設計業務委託契約約款に反して業務を一括再委託（下請け）に出しており、違法。
3. 制作された動画は「いやしのうれしの」（2 分 49 秒）のみであり、ドローン空撮動画制作の相場からみても、599 万 4000 円の公金支出に見合わず、違法。
4. 動画は、うれしのまちづくりコンセプト絵巻とともに平成 30 年 2 月 24 日の新幹線まちづくりシンポジウムで公開された。しかし、決算上、絵巻作成業務は別に 29 万 1600 円で委託されたことになっている。いずれにしても 2 工区の成果物は 3 分に満たない動画 1 本とイメージ絵巻だけであり、計 628 万 5600 円の公金支出に全く見合わない。嬉野 Sight の構築費と合わせると 1028 万 1600 円になり、費用対便益が著しく劣り、地方自治法第2条第14項「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福

祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」に反しており、違法。

【市に求める主な措置】

1. 嬉野創生機構に対する599万4000円の不当利得返還請求。
2. 契約を締結し、公金を支出した[REDACTED]前市長に対する599万4000円の損害賠償請求。

第1回政治倫理審査会で委員から事務局へ調査依頼があつたもの及び調査結果

以下、委員からの依頼内容

* 事務局へ調査依頼

- ・(株)N A C の商業登記上の事業目的は。
- ・(株)N A C の直近3ヶ年の事業報告書
- ・(株)N A C の事業目的と同じような事業を市は計画しているのか。(将来構想も含む)
- ・(株)N A C の会社が会食に要した経費の明細と個人負担の有無が確認できるもの
- ・(株)嬉野創成機構に対し、業務の委託をしたことがあるか。
委託した業務内容・委託金額を年度別に作成すること。
- ・(株)嬉野創成機構の商業登記簿謄本及び役員全員の氏名
- ・会食した職員のうち1名は任期付職員といわれているが事実か
事実とすれば、採用前はどのような業務をしていたのか。また、受け入れた目的及び受け入れ時期は。

裏面に回答を記載しています。

政治倫理審査会からの事務局への調査依頼の回答

- ・(株)NACの商業登記上の事業目的は。

別紙の法人登記簿のとおり

- ・(株)NACの直近3ヶ年の事業報告書

市長弁明書4のとおり。(業務内容は同社の営業機密のため、閲覧は審査会委員及び請求者の代理人である弁護士に限る。)

- ・(株)NACの事業目的と同じような事業を市は計画しているのか。(将来構想も含む)

中長期の総合計画、財政計画及び各課の個別計画などに事業計画はありません。また、将来構想もありません。

- ・(株)NACの会社が会食に要した経費の明細と個人負担の有無が確認できるもの

市長弁明書2のとおり。

- ・(株)嬉野創成機構に対し、業務の委託をしたことがあるか。

委託した業務内容・委託金額を年度別に作成すること。

会社名は「嬉野創生機構」が正しいです。

委託した事業は平成29年度のみです。

	業務名	契約金額	業務内容
1	嬉野温泉駅周辺コンセプト作成 (1工区)業務	3,996,000円	ウェブサイト構築 写真映像の収録
2	嬉野温泉駅周辺コンセプト作成 (2工区)業務	5,994,000円	開発コンセプト作成 コンセプトムービー作成
3	嬉野温泉駅周辺景観ガイドライン策定業務	3,002,400円	ガイドラインの作成 実現手法の検討
4	うれしのまちづくりコンセプト 絵巻作成業務	291,600円	デザイン調整 絵巻作成

- ・(株)嬉野創成機構の商業登記簿謄本及び役員全員の氏名

別紙の法人登記簿のとおり。会社名は「嬉野創生機構」が正しいです。

- ・会食した職員のうち1名は任期付職員といわれているが事実か

事実とすれば、採用前はどのような業務をしていたのか。また、受け入れた目的及び受け入れ時期は。

任期付職員ではなく、正職員です。

公用

履歴事項全部証明書

東京都大田区大森本町一丁目6番1号
株式会社NAC

会社法人等番号	0107-01-017848		
商 号	株式会社NAC		
本 店	東京都大田区大森本町一丁目6番1号		
公告をする方法	官報に掲載する。		
会社成立の年月日	平成18年9月15日		
目的	<ol style="list-style-type: none">コンピューターソフトウェアの企画、開発及び販売デジタルコンテンツの企画、開発及び販売コンピューターのネットワークシステム及びソフトウェアの企画、設計、開発、販売、保守業務並びにコンピューターのインターネット接続代行業務出版物の企画、発行及び販売芸能タレントのマネジメント及びプロモート業務新規キャラクターの開発及びキャラクター商品の版権業務前各号に附帯する一切の業務		
発行可能株式総数	5000株		
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 350株		
資本金の額	金1500万円		
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を、当会社の株主以外の者に譲渡するには、株主総会の承認を受けなければならない。		
役員に関する事項	 		平成28年 3月31日重任
	 		平成28年 3月31日重任
	 		平成28年 3月31日重任

東京都大田区大森本町一丁目6番1号
株式会社NAC

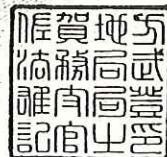
	[REDACTED]	平成28年 3月31日重任
登記記録に関する事項	平成30年10月29日東京都品川区東品川二丁目2番4号から本店移転 平成30年12月14日登記	

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(東京法務局城南出張所管轄)

平成31年 1月15日
佐賀地方法務局武雄支局
登記官

谷 元 徳 子



公用

履歴事項全部証明書

佐賀県嬉野市嬉野町大字下野丙 2319番地3
株式会社嬉野創生機構

会社法人等番号	3000-01-010861
商 号	株式会社嬉野創生機構
本 店	佐賀県嬉野市嬉野町大字下野丙 2319番地3
公告をする方法	官報によって行う。
会社成立の年月日	平成29年6月1日
目的	<p>1. 佐賀県嬉野市の街づくりに関わる企画、運営 2. 佐賀県嬉野市の観光資源の開発、運営 3. 佐賀県嬉野市の広告、宣伝及びマーケティング事業 4. メディア運営事業 5. マーケティングリサーチ及び経営情報の調査、収集、提供 6. アプリケーションの企画、開発 7. ウェブサイトの企画、設計、開発、運営 8. デジタルコンテンツの企画、立案、制作、配信、販売 9. インターネット等のネットワークシステムを利用した通信販売業 10. インターネット等のネットワークを利用した商品の売買システムの設計、開発、運用、販売及び保守 11. インターネット及びコンピュータ等の情報処理端末機器を利用した情報処理サービス業務、情報提供サービス業務 12. インターネット上のショッピングモールの企画、開設、運用及びそれらのノウハウの提供 13. インターネット上のチケット、クーポンなどの企画、販売、運用 14. インターネット上のポイントサービスを使った販売促進システムの販売及びそのコンサルティング 15. コンピュータシステム、通信システム、制御システムの機器、装置及び付属機器、周辺機器の設計、製造、販売、賃貸、運用管理、導入設置、保守メンテナンスの業務 16. 電子商取引のためのハードウェア及び適用業務プログラムの設計、開発、製造、販売企画、販売、リース並びに保守業務 17. 電子商取引における決済代行及び配達業務 18. 電子決済システムの管理、運営 19. 情報処理システムの設計、開発、販売及びそれらのコンサルティング 20. データベースの企画、設計、開発、販売及び提供業務並びにデータベース構築のコンサルティング 21. 電子メール、メールマガジンの配信及び配信代行業務 22. 広告、宣伝に関する企画並びに制作 23. イベントの企画、制作、実施及びその仲介、委託業務 24. 人材育成のための教育、研修、コンサルティング業務 25. 人材募集に関する情報提供サービス業 26. 食品等の企画、開発、製造、卸、販売、輸出入及び仲介</p>

佐賀県嬉野市嬉野町大字下野丙 2319 番地3
株式会社嬉野創生機構

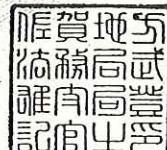
	27. 衣料用繊維製品の企画、製造、加工、卸、販売、輸出入及び仲介 28. 日用雑貨品の企画、製造、加工、卸、販売、輸出入及び仲介 29. 印刷業、出版業及びそれらの仲介業、並びに印刷物の企画、制作、販売及び仲介 30. 書籍、雑誌、カタログ類の企画、制作 31. アニメ、映画フィルム、ビデオ、レコード、音楽テープその他の録音、録画物の企画、制作、販売及び輸出入 32. キャラクター商品等の企画、開発及び販売、卸、仲介 33. 著作権、著作隣接権、商標権、意匠権、実用新案権、特許権等の知的所有権の取得、使用、譲渡及び使用許諾 34. レジャー、スポーツ関連店舗の企画、経営 35. 飲食店等の経営 36. 前各号に附帯関連する一切の業務
発行可能株式総数	3200株
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 320株
資本金の額	金320万円
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、代表取締役の承認を受けなければならない。
役員に関する事項	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]
登記記録に関する事項	設立 平成29年 6月 1日登記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(佐賀地方法務局管轄)

平成31年 1月15日
佐賀地方法務局武雄支局
登記官

谷 元 徳 子



2019年1月15日

嬉野市総務課長 [REDACTED] 殿

宮 崎 誠 一



「嬉野をよくする市民の会」 代 表
宮 崎 誠 一



佐賀県佐賀市中央本町1番10号ニュ
ー寺元ビル3階 佐賀中央法律事務所
代理人弁護士 東 島 浩 幸



佐賀県嬉野市塩田町五町田乙3328
-2 斎藤法律事務所
代理人弁護士 藤 蔦 貴 治
電 話 0954-68-0745
FAX 0954-68-0876



請求代表者補正要求書

第1回嬉野市政治倫理審査会は、説明会開催請求について「請求代表者が議員であるため適格性を欠いている」として、却下しました。

請求代表者であった [REDACTED] 議員や署名集めに駆け回った私たちとしては、1061人（有効880人）の署名を無にすることは到底認められないとの思いから「政治倫理条例の育ての親」である九州大学名誉教授の斎藤文男先生に助言を仰ぎました。

斎藤先生からは、政治倫理条例の対象となる議員にはやはり請求権はなく、署名も本来ならば認めないとご指摘いただきました。一方で、瑕疵は手続上のものにすぎず請求権行使の要件は満たしているので、請求代表者を一般市民に補正すれば何ら問題はないとの見解もお示しいただきました。その上で、あくまで第三者としての鑑定意見書ならば出すことができるとおっしゃってくださつたので、「嬉野をよくする市民の会」から意見書作成を依頼しました。

斎藤先生の鑑定意見書に従い、調査請求書、説明会開催請求書とも「宮崎誠一」を請求代表者とする補正をいたします。すみやかに手続きに応じていただきますよう求めます。

鑑定意見書

姫野市政治倫理審査会長
吉田一穂様

2019年1月14日

同市政務企画部政策課長
永江松吉様

福岡市城南区七隈2-14-19
九州大学名譽教授

斎藤文男



今般の貴市政治倫理条例の運用をめぐる紛糾について、
蘇敷者泥井謙士の依頼により鑑定意見書を提出する。

1 議員が政治倫理審査会の調査請求の代表者となることについて。

(1) 調査請求権は、本条例の適用対象者と全く有権者併用が有し、議員にはない。したがって、議員は請求の代表者はあらかじめに選舉することもできます。

そもそも審査会の調査請求は、住民による市政監視の制度だ。いもかかやらず、審査の対象となりうる者に調査請求を認めれば、第三者立場としての審査会の確実と公正が損なわればかりか、議会内外で議会対首長の攻撃の具に利用されがねる。現にその事例は多い。そのため、有権者のみとに拡張書き、「市長等及び議員と全く」と明記する例もある。

また、法理上からみても、該会は執行部の不正・不当を追及する権限と責任をもつ。そのためには、該局は議場で“質問し、情報開示を求め、100亲戚会を設けて専能を完明するなどの手段が地方自治法で保護されている。議員はこうした自らの権限により行政監視の役割を果たすことが“民のところか”。この議会の行政監視が専能しきいからこそ、住民の調査請求が必要となるのだ（詳しくは拙著『政治倫理条例のすべて』P.64～65, 75～81, 139を参照）。

以上の理由から、本件の調査請求を不受理とすることは適法である。

(2) しかししながら、請求の代表者を議員としたことは請求者の法的無知ゆえで、請求者を責めることはできまい。この点は、請求を受理した市公務課の失態、を責められるべきだ。ともあれ、これは調査請求の手続上の瑕疵にすぎず、署名の効力は失うものではない。

本件の場合、市は請求をすでに受理し、選舉が署名の有効・無効を審査し、署名が法定数（有権者100名の1以上）を満たしていると確認した。（たがって、請求者は手続上の瑕疵を正し、住民と代表者として請求書を出し直せば“足り、すぐに下された選舉は有効”である）

(3) 本件請求はすでに受理され、審査会の審査が開始

されてはいるから、請求書の補正、再提出は不要とする
何事があるかも知れぬ。しかし、今後の条例の適正を
運用を図るためにも、補正した請求の再提出を受理
が予てされるべきであらう。

この事務処理は、もっぱら該務課がますべきことと、
審査会議やすらやすものではない。手続上の瑕疵を
見出し、その補正を求めるに請求は受理したのは該
務課の事務処理上のミスだからだ。

(4) すお、調査請求の代表者の資格とも関連して、政治倫理
条例の調査請求と地方自治法上の住民の直接請求を
区別と解する誤解が基受けられるので、この点を正して
おく。

両者はいすれも住民による請求だが、その目的・手段・
効果はまったく異なる。すなわち、地方自治法の直接請
求は、直接民主主義（議会制民主主義）を補完する住民の
政治参加の権利であるのみのに対して、政治倫理条例の
訴訟請求は、政治の不正・腐敗による条例違反の審判
を求める住民の権利だ。

そのため、地方自治法の直接請求は①条例の制定・
改廃、②議会の解散、③議員・首長等の解職、④事
務監査の請求に限られ、手段や審式の差めも本て、
これに違反すれば、請求は受理されず、罰則さえある。
たとえば①については、請求の代表者に届け出で証明

書の交付を受け、署名集めの委任者も表示したうえで、附送の様式の署名簿に連署し、しかも署名申請には「か月以内に限られ、署名数は有権者住民の50分の1以上を要する。これらの要件を欠くときは、請求は無効となり受理されない。これほど要件が厳しいのは、直接請求が附帶民主主義の原則のいわば「例外だ」からだ。

しかし、政治倫理条例の調査請求はこれと異なり、条例違反の審判を求めるものだから、その手続は一地方自治法の目的に背反せず、規制の手段方法が合理的であるかぎり一条例で自主的に行なめることができる。その手続の瑕疵により直ちに無効となることはない。いいかえれば、地方自治法の直接請求の諸規定が調査請求に適用まいし専用されることも、類似解釈されることもありえない。つまりニ、直接請求では、該員のほか公務員の連署も禁じられている。

(5) いうまでもないが、調査対象者は審査会に被訴人として同伴できず、まして代理人弁護士の弁明権をもって出立に代えることは許されない。審査会は、調査対象者本人の弁明と調査請求の代表者の意見陳述と聴取することによって、審査の公正を期することが可能によるからだ。

2 政治倫理基準について

(1) 本条例4条1項1号の規定は、市長等・議員が遵守すべき政治倫理基準の一項目を定す。したがって、これは以下の規定に対する原則的・総則的性質はあるが、専ら規制の方規定や訓示規定ではなく、明確な禁止規定となって、その違反には法的効力を伴う。

(2) 同号は「市民全体の代表者として島田と名乗る接するよう等一切の行為」を禁じている。これは取扱との関連の有無を問わず、私人と同様された社会的信用失墜行為を含む。たとえば、セフハラ、傷害、賭けマージャン、暴力団員との飲食等も含まれ、この適用例である。

(3) また、同号は「取扱に際して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為」を禁じている。禁じられるのは不正行為自体ではなく、その疑惑を持たれるおそれのある行為だ。そして、疑惑の説明資料を添えて審査会の調査請求ができる(8条1項)。不正疑惑行為には、書面の供述や虚偽旅行券の持行を要けること没有。

以上、本件には國家公務員倫理法・同規程が適用されず、その「利害関係者」の規定と本号の解釈に適用することもできない。前者は一般公務員の行政倫理の確保を目的とし、後者は特別公務員の政治倫理の確保を目的としているからだ。

3 立法の過誤について

本条例には立法上の誤りがある。その2点を付言し

である。

(1) 調査会の調査請求事由と説明会の附帯請求事由を同一にしたこと

これは、説明会の制度(附帯制度)をまったく理解していないための立法の愚鈍だ。

附帯制度は、政治倫理基準条例第1号の都市条例(1983年)以来、どの条例にもある。その導入のきっかけとなったのは、一市民が收賄有罪の一審有罪判決を受けたにもかかわらず、届けつけたため、怒った市民は裁判を求めたが、議会が握りつぶしたという事件だった。だから、初規の条例では、説明会の附帯事由は贈収賄罪に限られていたが、その後「取締規則通達」さらに開拓犯一般に拡大された。

同時に、附帯請求の時点も一審有罪判決後から、起訴後、さらに逮捕後に前倒ししされた。開拓犯の容疑者は、市民の代表によるやしくなく、政治家の立件は裁判で有罪とする確率が高いという点に、收監されれば取締に支障をきたすからだ(附帯制度については、前掲書 p.68~73, p.140~145を参照)。

ところが、本条例は説明会の附帯請求事由を、調査会の調査請求事由と同じく、政治倫理基準違反の類としている(11条1項, 23条1項)。その結果、同一要素につき、2つの請求が同時に提起される事態を招いた。これは、条例どり方を誤ったせいだ。

この点は、条例を改正する必要がある（前掲のモデル条例（三参照）。

（2）審査会の調査請求に連署を要件としたこと。

この調査請求権は、主権者に対する権利にもとづくものだから、一人でも行使できる。この点は、情報公開法や同様にによる情報請求が一人でもできるのと異ならない。大法の条例はそう定めており、本条例が異例なのだ。

だが、調査対象者の政治的ダメシートに配慮して根も葉もない「やさしさ」による請求を防ぐため、請求に「説明」資料の添付を義務づけている。説明とは、条例違反の有無たる「市正規」ではなく、疑いをもつてはもつともだ」と認められる程度の説明資料をもって足りる。違反の立証は、審査会における相互対話者、請求者、供保者の証言・陳述によって審査会が条例違反の有無を判断する。

4 総括

今後の混乱は、本条例のつくり方に過誤があるうえに、その解釈基準を誤ったことに起因する。たとえ追科を是正したりしても、同様の混乱は今後も生じる。本条例自体の改正が必要だと考える。

以上

請求代表者 [REDACTED] 外 1 名

被請求者 嬉野市長村上大祐

弁 明 書 (2)

平成 31 年 1 月 16 日

嬉野市政治倫理審査会会长 殿

被請求者手続代理人弁護士 鬼橋 正敏



本件会食に係る株式会社N A C (代表 [REDACTED] 氏) の支払明細を証拠として提出する (乙7)。

同明細によると、部屋代（会員室料）4万3000円、オードブル代（インルームダイニング5万4000円及び同サービス料8100円）6万2100円、計10万5100円となっている。

なお、同明細の「対象人数」に5名との記載があるのは、5名が定員だからである。

以 上



請求代表者 [REDACTED] 外1名

被請求者 嬉野市長村上大祐

証拠説明書

平成31年1月16日

嬉野市政治倫理審査会会長 殿

被請求者手続代理人弁護士 鬼橋 正敏



号 証	標 目 (原本・写しの別)		作 成 年 月 日	作 成 者	立証趣旨	備考
乙第7号 証	ご利用明細書	写	H30.7.10	東京ベイコ ートクラブ	本件会食にかか る、株式会社NA Cの支払い金額	

ご利用明細書 STATEMENT

番号 ROOM	91687	番号 I.D. No.	
室番 ROOM			
お名前 NAME	株式会社 NAC 様	人數 PERSONS	5 名
発行 ISSUED	2018-07-10 到着 ARRIVAL	出発 DEPARTURE	2018-07-10

日付 DATE	摘要 DESCRIPTION	料金 CHARGES	支払 CREDITS	残高 BALANCE
7月 9日	会員室料 (#1805) ザ・ペイコートスパ (#1805) インルームダイニング (#1805) (サービス料(10%)対象額) サービス料(10%) (サービス料(15%)対象額) サービス料(15%) (対象人数)	43,200 2,160 54,000 (43,200) 4,320 (54,000) 8,100 5)		111,780
7月 10日				118,820

118,820	0	118,820
---------	---	---------

NO. 001-179057

預り金	0	現金			
お釣り	0	クレジット	83,820	DN	83,820
		割引券	35,000	PCLB	35,000
		商品券			

請求代表者 [REDACTED] 外 1 名

被請求者 嬉野市長村上大祐

弁明書(3)

平成31年1月17日

嬉野市政治倫理審査会会長 殿

被請求者手続代理人弁護士 鬼橋 正敏



市民から請求代表者の補正の申し出がなされているが、被請求者の意見は次のとおりである。

第1 調査請求について

特に異議はない。

しかるべき取りはからって頂きたい。

第2 説明会開催請求について

1 意見

補正是認めるべきではない。

仮に補正を認めたとしても、説明会開催請求は、本件においては、的外であり、再度却下（「本件では説明会の開催は適当ではないとの審査」）を求める。

2 理由

(1) 請求代表者の補正の適否

斎藤教授の意見書によると、審査会は「住民による市政監視の場」であるから「議員は請求の代表者はおろか、請求に連署することもできない」ということである。そして、このような請求を容認すると「第三者機関としての審査会の権威と公正が損なわれるばかりか、…議会対首長の政争の具に利用されか

ね」ず、現に他の自治体ではそのような弊害の実例が見られる、とのことである。

つまり、同教授は、請求代表者らの本請求には、審査会制度の趣旨を没却しかねない重大な手続上の瑕疵があることを認めている。

ところが、同教授は、「請求の代表者を議員としたことは、請求者の法的無知ゆえに、請求者を責めることはできない」から、補正を認めるべきだという。

本来、瑕疵が重大であれば、補正は認めるべきではないし、実際の民事訴訟（行政事件訴訟）においても、原告適格を欠くことは請求却下の事由となる。したがって、同教授の意見は、首尾一貫していない。

加えて、本件では、各請求書には代理人の委任状が添付されているとおり、各請求代表者らには初めから弁護士である代理人が就任しており、今更「法的無知ゆえに」という第三者の意見を援用することは都合の良い主張に過ぎず、通用しない（市の総務課ではなく、請求者らの責任である。）。

よって、説明会開催請求についての補正は認めるべきではない。

（2）本件で説明会の開催は適当ではないこと

斎藤教授は、意見書において、「調査請求」については、議員の請求代表者適格は認めるべきではないが、補正は容認すべきである、との意見を述べただけであり、「説明会開催請求」の補正の適否については、何ら言及していない。

むしろ、同教授は、問責制度の立法事実（有罪判決を受けた議員が市民の意思に反し議員の地位に留まつたこと）を述べ、その適用は、公職者が有罪判決、起訴乃至逮捕など刑事手続の対象となった場合に限られるべきであり、本条例 11 条 1 項の説明会も本来であれば問責制度として位置づけられるべきである旨の意見を述べており、正鶴を射ているというべきである。

この点、本条例 11 条 5 項及び 6 項（市長及び議員の出席・聴取義務と市民の質問権）の内容を見ても、同 1 項の説明会は問責制度そのものである。

また、本条例には、説明会の開催を刑事手続の対象となった場合に限定する

旨の明文はないが（明文を置かなかったのは、正に立法の不備である。）、1条1項乃至5項において、①開催の請求、②審査会の付託、③審査会の適否の審査という3段階の手続を置き、調査請求の手続とは明らかに扱いを異にしている。

そうすると、本条例11条1項の説明会は、斎藤教授が指摘するような事態、つまり、刑事手続の対象となった公職者がなおもその地位に留まるような事態乃至はそれに類するような事態に限定して開催を認めるべきであり、そのような事態にはない本件において、説明会を認めるのは相当ではない。

さらに、本件では、既に調査が開始され、その結果は市民に公表（9条5項）される以上、二重の意味で説明する必要性も存しない。

そもそも、調査請求の制度は、政治倫理基準違反の疑いが生じた場合の事前の一般予防策であり、説明会の制度は、前記のとおり、実際に刑事事件が発生した場合の事後的対応策であるから、本件のように、両制度をきちんと区別せずに、曖昧なまま混同して併用することは、本来の目的から外れ、結局は、政治闘争の手段に供されることとなる。

よって、仮に補正を認めるとしても、本件では、説明会開催の必要性もなければ相当性もないから、審査会は却下（「本件では説明会の開催は適當ではないとの審査」）をすべきである。

以上

請求代表者 [REDACTED] 外 1 名

被請求者 嬉野市長村上大祐

弁 明 書 (4)

平成 31 年 1 月 17 日

嬉野市政治倫理審査会会长 殿

被請求者手続代理人弁護士 鬼橋 正敏



株式会社 NAC の平成 29 年、同 30 年の事業内容を示す帳票を提出する（乙 8 の 1、乙 8 の 2）。

同社は、乙 8 の 1 乃至 2 記載のとおり、ゲーム機、スマホゲーム、パチンコ、スロット等の 3D 映像（3 次元コンピュータグラフィックス）の制作を手がける会社であり、アニメーション制作は請け負っていない。

具体的には、モデル（動きのないキャラクター制作）、モーション（短い動きのある映像）、背景という細切れの映像制作のみを行っており、アニメーションのようにストーリー性のある長い動画制作などは請け負っていない。

なお、乙 8 の 1 乃至 2 には、同社の営業機密が記載されているので、閲覧については、審査委員及び弁護士の資格を有する請求者の代理人以外には、閲覧を制限して頂きたい。
○乙 8 の 1 乃至 2 は添付なし。

以 上



請求代表者 [REDACTED] 外1名

被請求者 嬉野市長村上大祐

証拠説明書

平成31年1月17日

嬉野市政治倫理審査会会長 殿

被請求者手続代理人弁護士 鬼橋 正敏



号 証	標 目 (原本・写しの別)		作 成 年 月 日	作 成 者	立証趣旨	備考
乙第8号 証の1	平成29年度 事業内容一覧 表	写	H29.1.1~12.31 の期間隨時	株式会社 NAC	株式会社NAC の平成29年度の 事業内容	
乙第8号 証の2	平成30年度 事業内容一覧 表	写	H30.1.1~12.31 の期間隨時	株式会社 NAC	株式会社NAC の平成30年度の 事業内容	